

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	内訳 (工事価格 円 消費税相当額 円)
付帯工事費	円	
測量及び試験費	円	
用地及び補償費	円	
換地諸費又は 権利交換費	円	
事務費	円	
事務雑費	円	
工事雑費	円	

令和7年度 風テラスあくね消火栓新設工事

当 初	変 更
一金 円也	一金 0 円也

経費計算書

令和7年度 風テラスあくね消火栓新設工事

	直接工事費: (内管材費:) (内工場製作品費:) (内製品費:) (内電気機器費:) (内産廃処分費:)	工種区分: 開削工事及び小口径推進工事 地域区分: 地方部・交通の影響を受けない イメージアップ費: 対象外 前払金支出割合: 0% 契約補償の方法: 金銭的保証無
処分費等の控除	直接工事費内処分費 + 準備費内処分費 = 処分費等 直接工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 ≤ 30,000,000 3千万円以下 処分費等 + (率計算対象額(P) + 準備費内処分費) + 事業損失防止施設費 - 対象控除額 = ÷ () = 1% ≤ 3% 3%以下 処分費等控除額 =	
共通仮設費	直接工事費 + 共通仮設費率の算定 共通仮設費率 = (対象額 × (採用値 + 補正值)) =	
運搬費	■質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 基本運賃料金(A1) × (1+ 特大品割増(C1) + 深夜割増(C4)) + 悪路基本運賃(A2) × 悪路割増(C2) + 冬季基本運賃(A3) × (冬季割増(C3) + 諸料金(B)) × 台数(D) + その他諸料金(M) + 機械の運搬中の賃料(K) = ■仮設材(鋼矢板,H形鋼,覆工板,敷鉄板等)の運搬 基本運賃(E) × (1+ 冬季割増(F1) + 深夜早朝割増(F2)) × 運搬質量(G)t + その他諸料金(H) = (基地積込 + 現場取卸 + 現場積込) × 基地取卸 + 重量(t) = (重建設機械の分解・組立・輸送費 + 分解・組立 + 輸送) × = 運搬費(積上)計 =	
準備費	■伐開,除根等に伴う運搬及び処分費 運搬費 + 処分費 = 準備費(積上)計 =	
共通仮設費	■事業損失を未然に防止する為の仮施設費 + 事業損失を未然に防止する為の調査費 = 事業損失防止施設費(積上)計 =	
安全費	■交通誘導員等の交通管理に要する費用 交通誘導員A 昼間(交代無) + 昼間(交代有) + 夜間(交代無) + 夜間(交代有) + 24時間(交代無) + 24時間(交代有) = 交通誘導員B 昼間(交代無) + 昼間(交代有) + 夜間(交代無) + 夜間(交代有) + 24時間(交代無) + 24時間(交代有) = ■その他安全費 + = 安全費(積上)計 =	
役務費	借地料 + 用水・電力基本料金 + 電力設備工事負担金 = 役務費(積上)計 =	
管理技術費	品質管理費 + 出来形管理費 + 工程管理費 + 通水試験費 = 技術管理費(積上)計 =	
営繕費	監督員詰所 + その他 + = 営繕費(積上)計 =	
イメージアップ費	直接工事費 - 準備費内処分費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 = 率計算対象額(Pi) 率計算対象額(Pi) × イメージアップ費率(G) = 0 率計算対象額(Pi) × イメージアップ費率(G) + 市街地補正 + イメージアップ費率(G) = 0 率計算対象額(Pi) × イメージアップ費率(G) + 積上計上分 + = 0 計上しない	
計	■共通仮設費 合計 率分 + 運搬費 + 準備費 + 事業損失防止施設費 + 安全費 + 役務費 + 技術管理費 + 営繕費 + イメージアップ費(環境対策費) =	
現場管理費	直接工事費 + 共通仮設費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 = 対象純工事費 対象純工事費 - 対象控除額 - 処分費控除額 = 率計算対象額 現場管理費率算定 = 現場管理費率 = (対象額 × (採用値 + 補正值)) =	
一般管理費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価 工事原価 - 対象控除額 - 処分費控除額 - 支給品費 - 無償貸付機械等評価額 = 率計算対象額 一般管理費率算定 定数 × log(対象額) + 定数 = 算定率 % 算定率 % × 前払金割合補正 + 契約保証補正 = 一般管理費率 % 算定率 % × 率計算対象額 × 一般管理費率 % = ()	

数量計算書(土工)

消 火 栓 新 設

(3)

名 称	形 状 寸 法	单 位	変 更 前		変 更 後	
			計 算	数 量	計 算	数 量
市道車道：A s 舗装	土被り：0.80m					
舗装版切断工	4条切 A s 舗装 t=15cm以下	m	L=4.00×3.65=14.60	14.0		
舗装版取壊工	掘削積込含む A s 舗装 t=5cm	m ²	A=0.55×3.65=2.00	2.0		
機械掘削工	BH0.28m ³ 床均含	m ³	V=0.49×3.65=1.78	2.0		
残土処理工	土砂 4t L=2.0km以下	〃	V=0.49×3.65=1.78	2.0		
基礎砂工	シラス 機械+タンパ	〃	V=0.03×3.65=0.10	0.1		
管保護砂工	シラス 機械+タンパ	〃	V=0.40×3.65=1.46	1.5		
路盤工	粒調碎石30mm t=15cm	m ²	A=0.55×3.65=2.00	2.0		
影響部 舗装版取壊工	掘削積込含む A s 舗装 t=5cm	〃	A=0.40×3.65=1.46	1.5		
不陸整正工	タンパ W=1.8m未満, 補足材無	〃	A=0.40×3.65=1.46	1.5		
車道 A s 舗装本復旧工	人力施工 密粒A s 舗装 t=5cm	〃	A=0.95×3.65=3.46	3.5		
産業廃棄物処分	A s 塊 L=7.7Km	m ³	V=0.05×3.65=0.18	0.2		

一般共通仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、阿久根市水道課の発注する次の工事に適用する。なお、本仕様書並びに設計図書に記載のない事項については、発注者の監督員の指示による。

- (1) 工事名 令和7年度 風テラスあくね消火栓新設工事
- (2) 施工場所 阿久根市 塩鶴町 地内

(関係法令等の遵守)

第2条 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

- 2 工事中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。
- 3 本工事は、鹿児島県土木工事共通仕様書に準拠するもののほか、阿久根市契約規則を遵守するとともに、工事の仕様は本仕様書によるものとする。また、本仕様書以外の現場説明事項は、仕様書の一部とみなすものとする。

(適用法令)

第3条 本工事に当たっては、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 建設業法
- (3) 労働基準法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 建築基準法
- (6) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (7) 電気事業法
- (8) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）

- (9) 電気規格調査会規格（J E C）
- (10) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (11) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 日本工業規格（J I S）
- (14) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（J W W A）
- (15) 鹿児島県土木工事施工管理基準
- (16) 上記に記載のないものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通省大臣官房庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）による。
- (17) その他関係法令、条例、規格等

（打ち合わせ）

第4条 本工事等の契約締結後、速やかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

（承諾図書）

第5条 受注者は、契約締結後、必要に応じて、機器の製作及び工事の施工に必要な図面等を作成し、発注者の監督員の承諾を受け、その後に着手すること。

（写真管理）

第6条 本工事の写真管理は、鹿児島県土木工事施工管理基準に基づき管理すること。

（提出書類）

第7条 受注者は、契約締結後、次の書類を提出するものとする。

なお、書類のサイズはA4版を基本とする。

工事着手時に提出するもの

- (1) 工事着手届 1部
- (2) 工程表 2部
- (3) 現場代理人等選任通知書 1部
- ~~(4) 工事カルテ登録内容確認書 (500万円以上) 1部~~
- (5) 建設業退職金共済掛金収納書 1部

工期内の適時に提出するもの

- (1) 工事打合簿 2部
- (2) 施工計画書 2部
- (3) 施工体制台帳の写し (必要な場合) 2部
- (4) 施工体系図 (必要な場合) 2部
- (5) 工事履行状況報告書(月末) 2部
- (6) 安全教育訓練等報告書 2部
- (7) その他必要な書類 必要部数

竣工時に提出するもの

- (1) 工事完成通知書 2部
- (2) 完成図書 製本 1部
- 上記電子データ 2部
- (3) その他必要な書類 必要部数

(施工体制台帳の提出等)

第8条 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成しなければならないものは、工事について作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

2 前項に規定するものは、阿久根市水道課から、工事の施工の技術上の管理をつかさどるものの設置の状況、その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載内容に合致しているかどうかの点検を求められたときには、これに応じなければならない。

3 第1項に規定するものについての建設業法第24条の7第4項の規定の適用については、同項中「見えやすい場所」とあるの

は、「工事関係者が見えやすい場所及び公衆が見えやすい場所」とする。

（軽微な変更）

第9条 軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載してないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

（機器等の保管）

第10条 工事完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、発注者の監督員の指示によること。

（既設工作物の損傷）

第11条 工事の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

（排出ガス対策型建設機械の使用）

第12条 本工事において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書に記載するものとする。

（ダンプトラック等による過積載防止について）

第13条 工事用資材等の積載超過のないようにする。

- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材に過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者の不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装置又は物品積載装置の不当改造をしたダンプカーが、工事現場を出入りすることがないようにする。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関し、ダンプトラック等によって悪質、かつ、重大な事故を発生させたものを排除すること。

（現場の管理）

第14条 受注者は現地工事開始とともに現場代理人及び主任技術者（監理技術者が必要な場合は監理技術者）を現地に常駐させ、工事の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。また、常に整理・清掃を実施し、工事完了に際しては、工事場所の清掃を実施するものとする。

（衛生管理）

第15条 工事箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

- 2 作業従事者は、水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果に異常がないものとする。

~~（試験及び検査）~~

~~第16条 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、発注者の監督員の指示により省略することができる。~~

~~2 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて発注者の監督員に報告すること。~~

~~3 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。~~

（電子納品）

第17条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

3 電子成果品を提出する際は、阿久根市の公開する電子納品チェックソフト（鹿児島県専用 電子納品チェックソフト）によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

（その他）

第18条 完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会を行うなどして、その操作方法を発注者（管理人を含む）へ技術指導を行うこと。

2 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）1年間とし、その間に受注者の責任に帰する不良個所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、必要に応じて新品に取替えるものとする。

保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

特記仕様書
(管工事)

- 第1条 送・配水管は、硬質塩化ビニール管とし、それぞれ日本工業規格（以下「JIS」という。）及び日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）に合格したもので、かつ、材料使用承認願いを提出し、監督員の承認を受けなければならない。なお、水圧も考慮したものとする。
- 第2条 硬質塩化ビニール管（ゴム輪型ロング受口直管）はJWWA K-127の規格とし異形管はJWWA K-128とし何れも静水頭75mの規格に合格したもので、監督員がこれと同等以上と認めた製作所の製品とする。
- 第3条 水道用仕切弁はJIS B 2062の規格及び日水協検査に合格したもので、監督員がこれと同等以上と認めた製作所の製品とし、小口径スリース弁については、原則としてJIS 10 kg/cm²の規格に合格し、監督員の承認を得た製品とする。
- 第4条 水道用空気弁はJIS B 2063の規格及び日水協検査に合格したもので、監督員がこれと同等以上と認めた製作所の製品とする。
- 第5条 仕切弁用鉄蓋、空気弁用鉄蓋はダクタイル製の強固なものとし、監督員がこれと同等以上と認めた製作所の製品とする。
- 第6条 受注者は工事着手に先立ち監督員の承認を受け、工事に必要な営繕施設（現場事務所、倉庫、材料置場等）を準備すること。なお、これらに必要な

な手続き等は受注者において行い、これらに要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。

第7条 受注者は、工事中、他に危害を及ぼさないよう充分注意して施工し、危害防止のため必要な措置を実施しなければならない。事故が発生した場合、臨機適当な処置を施し、速やかに監督員に報告し、必要な指示を受けなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第8条 掘削は施工箇所、施工方法等、監督員の承認を求めると共に関係機関への申請、認可手續完了の上、土留、排水、覆土、その他必要な諸般の準備に備え、掘削場所は常に整理し、即日埋戻の完了が出来ない箇所は適当な防護工を施し安全の確保に努め必要に応じ板張覆土工等を施工するものとする。

第9条 受注者は、工事施工上必要な測量等を行い監督員の承認を受けるものとする。

第11条 掘削に当たっては、不陸のないよう留意し、特に底面は軽石、小石等除去し、管が全長にわたって均等に着座するよう入念に仕上げなければならない。

第12条 湧水箇所又は連絡箇所等には充分なる水替施設を設け、管布設に当って掘削坑内に滞留させないよう注意しなければならない。

第13条 管路の埋戻しに当たっては、管底、管側面、管上等に小石、空隙、突起のないことを確認の上、管の両端を突棒等によく突きこみ、管の上部は厚さ

20cm毎に突き固めつつ埋戻し、路面はランマーその他転圧機により十分な締め固めを行うものとする。なお、埋戻後であっても工事完了までは埋設路線を巡回し、不直しをしなければならない。

第14条 管路の路面復旧に当たっては、特別に指示、協定等無き箇所については、原形復旧を原則として表面仕上げをなすものとし、その他については、各管理者との協定事項又は許可条件を厳守し、復旧に当たらねばならない。なお、復旧後相当期間経過した場合であっても、管布設、埋戻工法等が原因で甚しく沈下し、交通上障害があると認めた時は、受注者は監督員の指示に従いこれを補修するものとし、その費用は全て受注者の負担とする。

第15条 鋼管の捻子継手は、男捻子先端に適当なシーリングを巻く等接続の安全を期すものとする。なお、露出部はスチロール、保護テープは鉄板巻枝巻等にて防護をなすものとする。

第16条 フランジ接手部は接合面を清掃し、ゴムパッキン（ $t = 3\text{ mm}$ ）を入念にあて、所定のボルトにて堅く平均に締め付け、この部分からの漏水等なきよう充分注意して施工をなすものとする。

第17条 水道用ビニール管の接続は、原則として冷間接手とし、特に曲線部他管との取合せ箇所、弁、消火栓との取り付け箇所充分留意の上必要に応じて防護工等を施し、安全を期さなければならない。

第18条 橋梁添架、伏越、その他工事に必要な詳細、現

寸図等は受注者において作成し、本市監督員の承認、関係機関の承認を得たあと施工すること。

第19条 工事用写真は、原形、掘削状況、布設状況、埋設状況を路線名、測点、撮影日時等明記し、その他必要に応じ指示する箇所を撮影して、各1部提出するものとする。

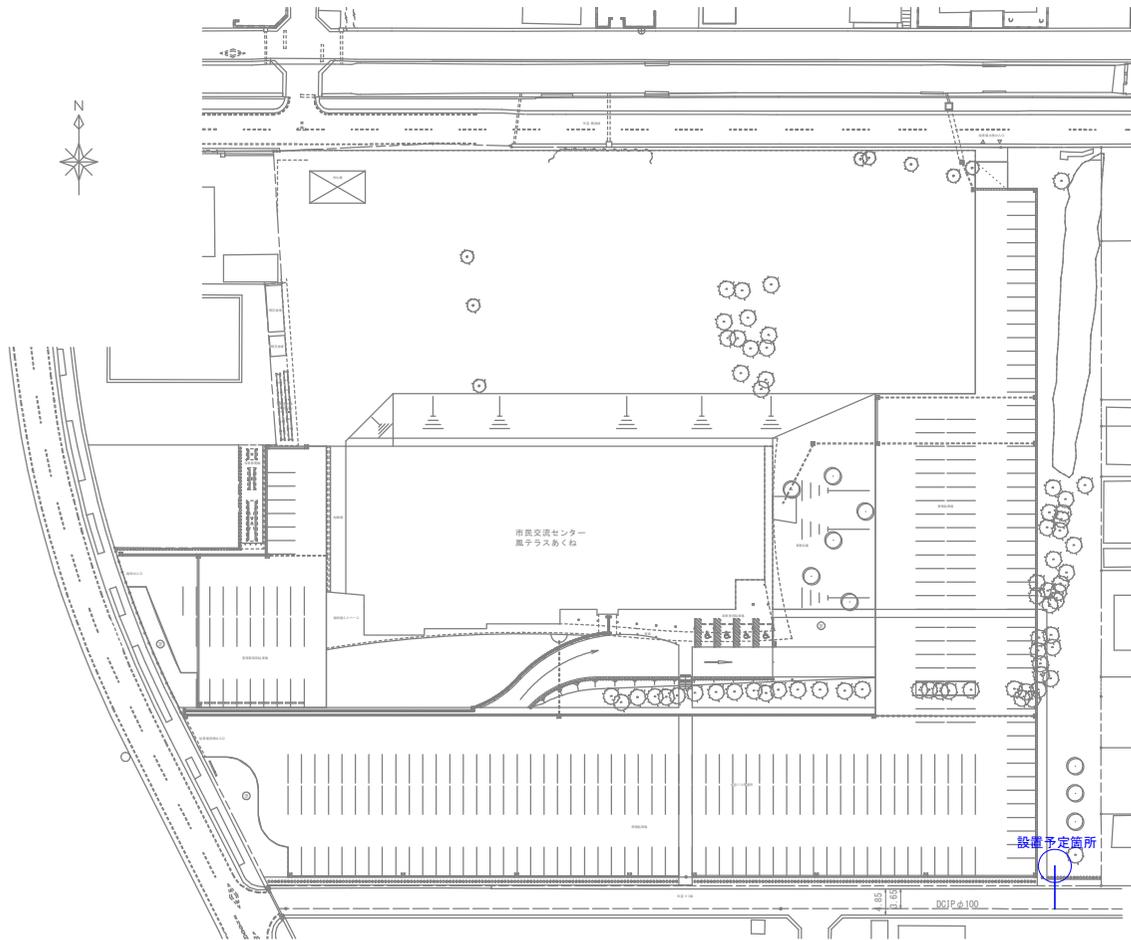
第20条 図面と仕様書との相違、記載記入もれ或いは疑義のある場合は責任施工の立場から遅滞なく申し出て、受注者、本市監督員と充分協議の上、監督員の指示に従い軽微なものについては、受注者の負担にて異義なく施工するものとする。

第21条 管布設完了後、受注者は実情に基づいた完成図（縦断面図、平面図、異型管等配置図）を作成提出するものとする。なお、完成図の管路位置については、座標で管理に平面図に記入して提出する。

第22条 管布設完了後通水又は水圧試験実施に当たっては、監督員及び関係者立ち会いの上、異常なきことを確認の上引き渡し、手続を実施するものとする。ただし、水圧試験合格後といえども材質、施工法等の不良から全面通水開始時に漏出等あった場合は、受注者の負担にて速やかに復旧するものとする。

令和7年度 風テラスあくね消火栓新設工事

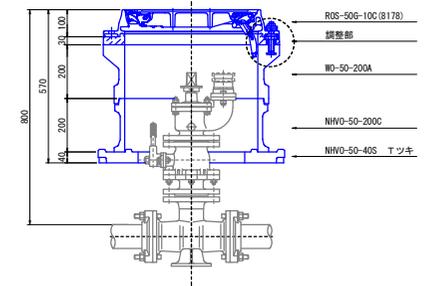
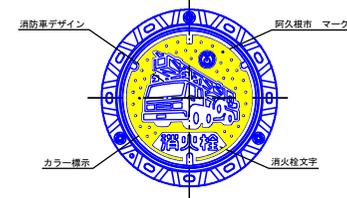
平面図 S=1:500



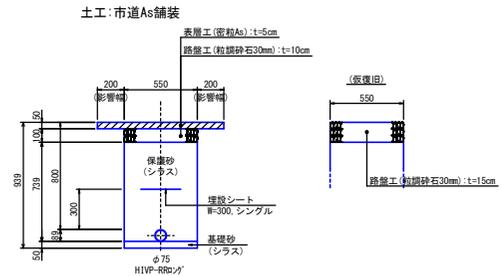
弁室構造図 S=1:10

消火栓室

土被り H = 0.80m



標準断面図 S=1:20



土工事数量計算表 (市道部4条切) φ75 (1.0m当り)

名称	規格	単位	計算式	数量
舗装切新工	As t=15cm以下	m	2条×1.0	2.000
舗装仮取壊工	As t=5cm	m ²	0.550×1.0	0.550
調整部取壊工	DN=0.28m	m ²	0.550×0.889×1.0	0.489
雑土取壊工	土砂	m ²	0.550×0.889×1.0	0.489
雑土取壊工	As	m ²	0.550×0.650×1.0	0.358
基礎砂工	t=5cm	m ²	0.550×0.650×1.0	0.358
保層砂工	機積+タンバ	m ²	0.550×0.759-π(4×0.089) ² ×1.0	0.400
路盤工	砕積砂 t=10cm	m ²	0.550×1.0	0.550
舗装切新工(影響)	As t=15cm以下	m	2条×1.0	2.000
舗装仮取壊工(影響)	As t=5cm	m ²	(0.200+0.200)×1.0	0.400
不陸整正工	タンバ	m ²	0.550×1.0	0.550
雑土取壊工	調整材	m ²	0.550×0.650×1.0	0.358
雑土取壊工	As	m ²	0.400×0.650×1.0	0.260
As未復旧工	密砕As t=5cm	m ²	0.950×1.0	0.950
産業廃棄物処分	As	m ²	(0.028+0.020)×1.0	0.048

- * 設置位置については、測量・試掘により既設管の継手位置等を確認し、監督員及び阿久根消防署と協議の上で決定する。
- * 復旧の舗装構成については、既設舗装構成を確認し、監督員と協議の上で決定すること。

工事名	令和7年度 風テラスあくね消火栓新設工事		
図面名	平面図・構造図・標準断面図		
作成年月日			
縮尺	各図参照	図面番号	1 / 1
会社名			
事業者名	阿久根市水道事業		